



Vol.151

トクちゃん新聞

8月号

韓流ドラマが日課に。前は「不時着」今は「梨泰院」。



令和2年8月7日発行

株式会社繁盛会計
徳野会計事務所

〒530-0054

大阪市北区南森町1-4-19

サウスホレストビル9階

tel: 06-6809-2205

fax: 06-6809-2206

URL: <https://www.ft-tax.com/>

mail: info@ft-tax.com

◆ 決算検討会

毎月月初に、その月に申告する法人様と11か月目を迎える法人様の**決算検討会 & 利益予想会**を、弊社メンバー7人で開催しています。在宅勤務も再開した**8月はZoomでの開催**となりました。ペーパーレスを進めて来ていましたので、**目の疲れ以外**、会議そのものは特に問題なく実施出来てます。検討会が長時間に及ぶので、時折、**子供さんやペット**が画面に写り込んだり声が聞こえたりで、いままで知りえなかったそれぞれの**家庭の様子が垣間見れてよい**と思っています。

徳野



◆ 連立方程式



中学2年の娘に3月以降、週に1~2回**数学を中心に家庭教師**をしています。東大阪の休校期間中の自主学習のさせ方がものすごく不安を感じさせるものだった、ということもありますが、休校明け後も継続し**5か月**ほどになります。先日、2年生になって初めての定期テストがあり、**ほとんどの教科で点数がアップ**。テストの点数に**勉強時間が影響する**、という当たり前のことに気づいてくれたような？気がします。勉強するクセを身に付けて欲しいと願いつつ、**嫌がられない限り**、しばらく続けてみようと思っています。

◆ 納期の特例猶予制度

Mykomon「事務所からのお知らせ」や本誌でもお知らせをしております、「納期の特例猶予制度」について再度ご案内です。

小笠原



令和2年2月1日から令和3年2月1日に納期限が到来する国税について、新型コロナウイルス感染症の影響により**令和2年2月以降の任意の期間(1ヵ月以上)**において前年同期比で**おおむね20%以上減少**しており、国税を一時に納付することが困難な場合、所轄の税務署に申請することで、**納期限から最大1年間の納税の猶予(特例猶予)**が認められます。この特例猶予が認められると**猶予期間中の延滞税は全額免除**されます。(地方税や社会保険料についても同様の納期の特例措置があります。)

目下、新型コロナウイルスの新規感染者数、感染経路不明者数が増加しており、影響がより長期化する恐れもあります。今後の見通しが立ちにくく苦慮されている会社様が多いと思いますが今一度、御社のご商売や資金繰りへの影響を再考頂き、「納期の特例猶予」も**選択肢の一つ**としてご認識頂ければと思います。制度の適用にあたり、ご不明な点等ありましたら各担当者までご連絡ください。



◆ 家賃支援給付金

北岡

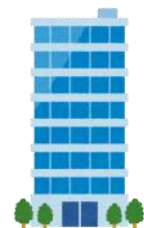


本誌6月号で既報の「**家賃支援給付金**」の申請受付が開始されました。同給付金は、新型コロナウイルス感染症の影響で売上の減少に直面する事業者に対し、店舗等に係る賃料の負担を軽減するため、中小企業等に**最大600万円**、個人事業者に**最大300万円**を一括で給付するものです。

申請は、原則、同給付金のホームページで、申請期間は、**令和3年1月15日まで**となります。

給付金受給要件は、新型コロナウイルス感染症の影響等により、「**令和2年5月~12月**」の間に「**いずれか1か月の売上が前年同月比50%以上減少**」、もしくは「**連続する3か月の売上合計が前年同期比30%以上減少**」のいずれかです。

給付額の算定の基礎となる賃料は、原則、賃貸借契約に基づき、自らの事業のために占有する日本国内の土地・建物に支払うものをとし、給付額の算定方法は、原則申請時の直近1ヶ月における月額支払賃料に基づき算定した**月額給付額の6倍**となります。



受給要件や給付額算定方法等ご不明な点がございましたら各担当者までご連絡くださいませ。

◆ 税務スケジュール(8月)

喜多



8月11日(火)

・7月分 源泉所得税・住民税特別徴収分の納付

コロナによる納税猶予が認められる場合があります。
また、期限延長の場合がございますので、
最新情報をご確認ください。

8月31日(月)

- ・7月分 社会保険料の納付
- ・6月決算法人 法人税・消費税の確定申告と納税
- ・12月決算法人 法人税・消費税の予定申告と納税
- ・9月・12月・3月法人 3ヶ月ごとの消費税の中間申告
- ・個人の事業税納付(第1期分)
- ・個人の住民税納付(第2期分)
- ・個人事業者の消費税中間申告
- ・労働保険の年度更新【7月10日より期限延長】

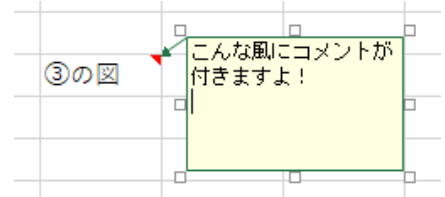
◆ Excelの便利なショートカットキー

信貴



作業の効率化を目指して、マウスとキーボードの手の往復は出来るだけ少なくしていきましょう！

- ① [Ctrl] + [;] : 今日の日付が入力されます
- ② [Ctrl] + [shift] + [%] : パーセント表示形式になります
- ③ [shift] + [F2] : セルにコメントが付きます
- ④ [Ctrl] + [→(↓←↑)] : 矢印の向きの表の端に移動します
- ⑤ [Ctrl] + [shift] + [→(↓←↑)] : 現在値から端まで選択します



	⑤の区		
A	23	24	25
B	5	1	0
C	100	500	150

◆ 市町村独自のコロナ支援制度

大熊



『持続化給付金』や『家賃支援給付金』のように、国が用意したコロナ支援制度の他、市町村が独自のコロナ支援制度を用意している場合があります。

以下の表は、その一例です。(※2020/8/3現在。これら以外にも、支援制度が存在する可能性があります。)

市町村	支援制度名	締切	内容
茨木市	新型コロナウイルス感染症関連融資に係る利子補給制度	令和5年度より受付	コロナ関連融資を受けた事業者に、最大20万円の利子補給金
高槻市	中小企業等支援給付金	2021/3/31	コロナ関連融資を受けた事業者に、20万円の給付金
大和郡山市	事業継続支援金	2020/9/30	コロナ関連融資を受けた事業者に、10万円の給付金
藤井寺市	事業再開支援補助金	記載無し	コロナ予防のための備品購入費用を、1/2補助(上限10万円)
藤井寺市	雇用調整助成金利用促進補助金	記載無し	雇用調整助成金申請のための社労士費用を補助(上限10万円)

今後発表されるものもあるかもしれません。各市町村等のHPを、定期的にチェック頂ければと思います。

◆ Go To キャンペーン

小笠原



7月22日から国内観光需要喚起を目的とした「Go To Travelキャンペーン」が始まりました。全国で新型コロナウイルス感染者数が増加してきている中で東京都民や東京発着の旅行は除外されるなど、何ともすっきりとしない状態でのスタートになってしまいましたね。

キャンペーン期間は2021年1月31日までとなっていますので、それまでにある程度コロナの影響が落ち着いているようなら、まだ行ったことのない九州地方に旅行したいなあと漠然と考えています。



◆ クイズ

伊藤



先月に続き、令和2年7月14日から申請が始まった家賃支援給付金からのクイズ、第二弾です。

次の内容は、給付の対象になるでしょうか？

- A 共益費・管理費
- B 土地の賃料
- C 支払いを免除してもらった賃料

必要書類は多いですが、おおそ賃料の2/3が6か月分支給されますので、5月以降も売上の減少が続くお客様は一度弊社にご相談ください。

答え A ○ B ○ C 最低1か月分支払ってれば○